

事務連絡
令和3年9月24日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの
設置について

標記について、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長から各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管課長等あて別添のとおり通知されましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管内の医療機関や市町村等、関係各所への周知について特段の御配慮をお願いします。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 21 日

厚生労働省医政局地域医療計画課長 殿
厚生労働省医政局医事課長 殿
厚生労働省健康局健康課長 殿
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 殿
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）」に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の24時間365日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、夜間休日に対応できるコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置するため準備を進めてまいりました。

この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。今後、コールセンターで受けた相談について、夜間休日に、医療機関等への御対応をお願いすることも想定されます。医療機関等における性犯罪・性暴力被害者の支援について、格段の御配慮をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 コールセンターの開設日時
令和3年10月1日（金）17時
- 2 コールセンターの運営時間
月曜日から金曜日：毎日17時から翌日10時まで
土曜日、日曜日：土曜日の10時から月曜日の10時まで

国民の祝日 : 10時から翌日10時まで

年末年始(12月29日から1月3日) : 12月29日10時から1月4日の10時まで

3 コールセンターを利用する道府県

(1) 10月1日からコールセンターを利用する県(20県)

青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、山梨県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 11月1日からコールセンターを利用する道府県(7県)

北海道、岩手県、福島県、栃木県、京都府、奈良県、和歌山県

4 医療機関等に関する情報提供について

コールセンターが受けた相談については、必要に応じ、貴省ウェブサイトに掲載されている「緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html)の医療機関等を紹介させていただきますので、性暴力被害者支援について、御協力をいただけますようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、村山、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37551)

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 21 日

各都道府県
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター所管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）」に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の24時間365日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、夜間休日に対応できるコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置するため準備を進めてまいりました。また、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」により、夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談体制の整備について、体制整備をお願いしたところです。

この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。コールセンターを利用する道府県におかれましては、ワンストップ支援センターとコールセンターとの連携強化について、格段の御協力をいただけますようお願いいたします。

なお、警察庁には別添1、厚生労働省には別添2により、コールセンターの設置について、協力を依頼しておりますので申し添えます。

記

- 1 コールセンターの開設日時
令和3年10月1日（金）17時
- 2 コールセンターの運営時間
月曜日から金曜日：毎日17時から翌日10時まで
土曜日、日曜日：土曜日の10時から月曜日の10時まで

国民の祝日：10時から翌日10時まで

年始年末（12月29日から1月3日）：12月29日10時から1月4日の10時まで

3 コールセンターを利用する道府県

(1) 10月1日からコールセンターを利用する県(20県)

青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、山梨県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 11月1日からコールセンターを利用する道府県（7県）

北海道、岩手県、福島県、栃木県、京都府、奈良県、和歌山県

4 コールセンターの運営及び連携について

コールセンターで受け付けた相談については、必要に応じ、相談者の居住地等のワンストップ支援センターの緊急連絡先に連絡し、対応を依頼します。また、コールセンターは、夜間休日に受けた全ての相談について、相談者の居住地等のワンストップ支援センターに、報告を行います。

本年度コールセンターを利用するが、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」に基づく体制を構築できない道府県においては、来年度以降、必要な体制整備をお願いいたします。

5 コールセンター事務局

性犯罪・性暴力被害者のための夜間・休日相談コールセンター（仮称）事務局

大阪府男女共同参画推進財団（ドーン財団）

担当：仁科、古川、中村

jigyo@dawn-ogef.jp

TEL:06-6910-8615 FAX:06-6910-8624

別添1「性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置及び警察との連携について」（警察庁あて、令和3年9月19日内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡）

別添2「性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について」

（厚生労働省あて、令和3年9月19日 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡）

別添3「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、村山、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線37551）

E-mail：g.sa.j8t@cao.go.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 21 日

警察庁長官官房教養厚生課長 殿
警察庁刑事局捜査第一課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの
設置及び警察との連携について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和 2 年 6 月 11 日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（令和 3 年 3 月 26 日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）」に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の 24 時間 365 日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、夜間休日に対応できるコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置するため準備を進めてまいりました。

この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。今後、コールセンターで受けた相談について、夜間休日に、都道府県警察への御対応をお願いすることも想定されますので、格段の御配慮をいただけますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 コールセンターの開設日時
令和 3 年 10 月 1 日（金）17 時
- 2 コールセンターの運営時間
月曜日から金曜日：毎日 17 時から翌日 10 時まで
土曜日、日曜日：土曜日 10 時から月曜日の 10 時まで
国民の祝日：10 時から翌日 10 時まで
年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）：12 月 29 日 10 時から 1 月 4 日の 10 時まで

3 コールセンターを利用する道府県

(1) 10月1日からコールセンターを利用する県(20県)

青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、山梨県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 11月1日からコールセンターを利用する道府県(7道府県)

北海道、岩手県、福島県、栃木県、京都府、奈良県、和歌山県

4 警察との連携について

(1) 被害直後及び緊急的な対応が必要な場合

相談者が被害に遭った直後である場合や相談者やその家族等の生命身体に危害が及ぶ可能性がある場合などには、相談者から速やかに110番通報することを強く求めるほか、相談者自身が110番通報することが困難であると認められる場合には、コールセンターから相談者の居場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話に電話するなどにより、相談者の安全確保を最優先にした対応を行いますので、御協力をお願いいたします。

(2) 緊急の対応は要しないものの、相談者が警察への相談を希望する場合

上記のような緊急の対応は要しないと認められるものの、相談者が被害に遭ったことなどについて、警察にも相談したい旨を申し出た場合等は、原則として相談者の相談時の居場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話にコールセンターから連絡し、警察から相談者に対して連絡していただけるよう依頼させていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお、この場合、相談者に対し、都道府県警察から連絡がなされるのは翌日以降になる可能性があることを伝達することとします。

(3) コールセンターで受けた相談について、警察へ対応の依頼をする際は、相談に係る以下の情報について、③及び④については相談者等に警察に情報提供することの同意を得た上で情報提供するので、御対応の程、よろしくをお願いいたします。

①コールセンター相談員氏名及び連絡先電話番号

②相談受付日時

③相談者の氏名、性別、年齢又は生年月日、住所(被害者の通報時の居場所が住所と異なる場合は当該場所の住所)、警察から相談者に連絡するための電話番号

④相談内容

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、村山、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37551)

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp